

狛江市

育児支援ヘルパー —利用案内—



こんな方が、ご利用になれます。

「実家が遠く、出産後、手伝ってくれる人がいない」

「初めての子で、知り合いもなく、産後の生活が不安」

「出産前、なかなか上の子の世話ができないので手伝って欲しい」

事業の目的

この事業は、出産前後、育児や家事が困難で、これを代わりにしてくれる人が身近にいない家庭に対してヘルパーを派遣し家事や育児の援助等を行うことによって、お母さんの精神的・肉体的負担を軽減し、出産前後の生活を支援するものです。

利用できる方・利用期間等

◎利用対象者

狛江市在住で、出産前後に、昼間、家事や育児などを手伝ってくれる人のいない家庭

◎利用期間

原則として、出産予定日の1ヶ月前から、出産日また母親および出生した乳児の退院日から3ヶ月以内で15日間

※ 母親が出産入院している期間は利用できません。

※ 多胎の場合は、この15日間とは別に出産後1年以内で15日間利用できます。

※ 日曜日・祝日・年末年始は利用できません。

◎利用時間

午前8時30分から午後6時までの間の4時間以内

※ 1日2回に分けての利用も可能ですのでご相談ください。

なお、1回につき1時間以上の場合に30分単位でご利用が可能です。

サービス内容

育児に関すること（授乳、沐浴、オムツ交換、きょうだいの育児に関すること）

家事に関すること（食事の準備や片付け、買い物、居室の掃除、洗濯など）

その他必要な助言・相談（育児の助言・相談など）

費用の負担

生活保護世帯	なし
住民税非課税世帯	1時間 500円 30分 250円
上記以外の世帯	1時間 1,000円 30分 500円

* ヘルパーの手配の都合がありますので、キャンセルが発生した場合はすぐにご連絡をお願いします。

* 派遣予定日前日の午後6時以降のキャンセルは一日あたり1,000円のキャンセル料（無断の場合1,800円）が発生します。

* 費用は利用後、市からの請求に基づき納付していただきます。

利用までの一般的な流れ

①相談・申込み

事前に電話連絡を入れてください。その後、子ども家庭支援センターにお越しいただき、申請用紙にて申込みをして下さい。



②サービスや日程等の事前調整

事前にサービス内容の確認や日程等の調整のため、派遣されるヘルパーがご利用者宅へ伺います。



③利用承認（不承認）通知書の郵送等



④産前の場合…事前に調整した日程でヘルパーが派遣されます。

産後の場合…出産又は退院後、すぐにヘルパーへ連絡し、サービス開始日の申し出をしてください。
(ヘルパー訪問日時等の最終調整)



⑤ヘルパー派遣



⑥派遣期間終了後、費用負担金の納付（月単位）

利用に関するお約束

- 原則として、利用したい日の1ヶ月前までに、相談・申込みをしてください（1ヶ月以内の利用希望でもご相談ください）。
- 出産後、すみやかに派遣ヘルパーに連絡して、派遣開始日・時間及び内容をご確認ください。

☆ヘルパーは、市と委託契約したNPO法人から、または、市に登録した一定の資格をもった者（一定の講習を受けた者）が派遣されます。

<問い合わせ・申込み先>

狛江市子ども家庭支援センター

狛江市元和泉 1-11-1

子育て・教育支援複合施設ひだまりセンター 1階

Tel. 03-5438-6605

月～土曜日 午前9時～午後5時

（休館日 日曜・祝日・年末年始）



子ども家庭支援センターは、子育て親子のための施設です。
親子でゆったりと自由に遊べるひろばがあります。

育児支援ヘルパー以外の
子育てに関するサポート
事業も行っています。

子育てに関する相談にも応じて
います。
ぜひ一度遊びに来てください！